

※本校卒業生は全員卒業と同時に同窓会葉月会に入会します。

関西保育福祉専門学校同窓会「葉月会」会則

第1章 総 則

第1条 本会は関西保育福祉専門学校同窓会「葉月会」と称する。

第2条 本会事務局を関西保育福祉専門学校内におく。

第3条 本会は会員相互の親睦ならびに研鑽目的とし、次の事業を行う。

- (1) 学園だよりの発行ならびに発送
- (2) 本会および関西保育福祉専門学校の発展のため必要と認められる事業
- (3) その他

第2章 会 員

第4条 本会は正会員と特別会員をもって構成する。

- 2 正会員は、尼崎幼稚園教員養成所、関西女学院、関西女学院保育専門学校、関西保育専門学校、関西保育福祉専門学校卒業生とする。
- 3 特別会員は、尼崎幼稚園教員養成所、関西女学院、関西女学院保育専門学校、関西保育専門学校の旧職員ならびに関西保育福祉専門学校の現、旧職員とする。
- 4 正会員ならびに特別会員で住所、氏名等に変更があった場合は本会に届け出る。

第3章 役 員

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 書 記 1名
- (5) 幹 事 1名

第6条 役員は正会員より選任する。

第7条 会長は顧問を指名することができる。

第8条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときは、かわって業務を執行する。
- 3 会計は会の会計を執行する。
- 4 書記は会の議事書記を執行する。
- 5 幹事は会計監査を行う。

第9条 各役員の任期は2年とし、再任を防げない。但し任期満了後の場合も、新役員が選

任するまでは、その任を負う。

第4章 会 議

第10条 役員会は会長がこれを招集する。

2 会長は少なくとも年1回以上役員会を招集しなければならない。

3 役員会は、本会の業務の執行に必要なあらゆる行為につき決定をなし、会長がこれを執行し、副会長はこれを補佐し、会長は必要に応じて三役会を招集することができる。

第11条 総会は2年に1回招集する。

2 総会は、正会員をもって構成し、会務の報告等をするものとする。

3 会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第5章 会 計

第12条 予算案は会長が作成し、役員会が決定する。

第13条 正会員は卒業時まで会費(5,000円)を納入しなければならない。

2 会費の徴収については、関西保育福祉専門学校に委託する。

第14条 会計年度は11月1日より翌年10月31日までとする。

第6章 会則改正等

第15条 本会則改正は、役員会の検討を経た上で総会において決定する。

附 則

この会則は、平成25年10月19日より施行する。